

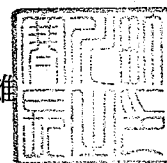
寒川町個人情報
保護制度運営審議会
平成26年6月12日受付



寒総行第29号
平成26年6月12日

寒川町個人情報保護制度運営審議会
会長 中島幸雄 様

寒川町長 木村俊雄



個人情報の本人以外からの収集及び目的外の利用について（諮問）

このことについて、別紙のとおり行いたいので、寒川町個人情報保護条例
第8条第3項第5号、同条第4項、第9条第1項第4号及び同条第2項の規定により、
意見を求めます。

（事務担当は、総務課行政総務担当）

条例第8条第3項第5号の規定に基づく本人以外からの収集に関する諮問案件
 及び第4項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 **27**

所 管 課 等 名		福祉課
個人 情報 取 事 務	名 称	臨時福祉給付金給付事務
	目 的	平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者への暫定的・臨時的な措置として、国の財源において町が実施する臨時福祉給付金の支給事務について、効率的・効果的に行うため。
	根 拠 法 令 等	寒川町臨時福祉給付金支給事業実施要綱
対象となる個人の類型		別紙のとおり
本人以外から収集する 個人情報の項目名		別紙のとおり
収 集 先		別紙のとおり
<p>本人以外から収集する理由（その必要性など）</p> <p>臨時福祉給付金は町民税が非課税の方が対象であるが、生活保護受給者や中国残留邦人支援法による支援の受給者は対象外となり、また、老齢基礎年金や児童扶養手当等の受給者は、給付金額が加算される。よって、支給対象者や加算対象者を把握するためにはこれらの受給者に関する情報が不可欠であるが、町ではこれらの情報を保有していない。</p> <p>給付を求める者がこれらの情報とともに申請する方法、又は本人外収集を承諾する意思表示とともに申請する方法も考えられるが、事業実施主体である町が、支給対象者や加算対象者を正確かつ迅速に把握し、町から申請を促すことが臨時福祉給付金事業の趣旨にもかなうと考える。</p> <p>以上のことから、臨時福祉給付金の支給事務を円滑に実施するため、これらの受給者に関する情報を関係機関から収集したい。</p>		
<p>条例第8条第4項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない（理由）</p> <p>老齢年金受給者等は1万2千人程度であると想定され、対象者が大量であること、また、支給対象者や加算対象者を正確かつ迅速に把握するための収集であり、収集を拒まれると全体の事務処理に支障が生じることから、本人通知を省略したい。</p> <p>なお、(広報紙やホームページで本人外収集について周知し、支給対象者又は加算対象者については申請書等の送付により個別に通知される。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

	対象となる個人の類型	本人以外から収集する個人情報の項目名	収集先
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	①臨時福祉給付金の基準日（平成26年1月1日）時点における被保護者（保護が停止されている者を除く。） ②平成26年1月2日から3月31日までに保護が廃止又は停止となった者	氏名、生年月日、性別及び住所 神奈川県（地域福祉課）
2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援支給の受給者	①臨時福祉給付金の基準日（平成26年1月1日）時点における受給者（支給が停止されている者を除く。） ②平成26年1月2日から3月31日までに支援給付の支給が廃止又は停止となった者	氏名、生年月日、性別及び住所 神奈川県（地域福祉課）
3	国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者	平成26年1月分の受給者	氏名、生年月日、性別及び住所 日本年金機構
4	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の受給者	平成26年1月分の受給者	氏名、生年月日、性別及び住所 神奈川県（子ども家庭課）
5	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給者	平成26年1月分の受給者	氏名、生年月日、性別及び住所 神奈川県（子ども家庭課） （地域福祉課）
6	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による福祉手当（経過的福祉手当）の受給者	平成26年1月分の受給者	氏名、生年月日、性別及び住所 神奈川県（地域福祉課）
7	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行例（平成7年政令第26号）第18条第2項第2号に規定する場合に支給される介護手当をいう。）の受給者	平成26年1月分の受給者	氏名、生年月日、性別及び住所 神奈川県（保健予防課）

	対象となる個人の類型	本人以外から収集する個人情報の項目名	収集先
8	毒ガス障害者救済対策事業の実施について（昭和59年4月10日付け衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知）による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（厚生省公衆衛生局長通知の別紙「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」第27項第2号イに規定する場合に支給される介護手当をいう。）の受給者	平成26年1月分の受給者	氏名、生年月日、性別及び住所 厚生労働省（健康局）
9	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成21年法律第98号）の規定による健康被害救済給付金（障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。）の受給者	平成26年1月分の受給者	氏名、生年月日、性別及び住所 厚生労働省（健康局）
10	小規模住居型児童養育事業、里親、障害児入所施設、指定医療機関、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業、障害者支援施設等、婦人保護施設及び母子生活支援施設等に該当或いは入所する児童等	基準日（平成26年1月1日）において、左記に該当する児童等	氏名、生年月日、性別及び住民基本台帳に記録された住所 *1
11	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者	基準日（平成26年1月1日）において、左記に該当する障害者及び高齢者	氏名、生年月日、性別及び住所 神奈川県（保健福祉事務所）

※1：施設等に入所する児童等の住民基本台帳上の住所が本町であった場合、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市等から情報を収集する。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 **47**

個人 情報 保 有 課 等	課 等 名	健康・スポーツ課
	個人情報取扱事務の名称	予防接種健康被害救済事務
	対象となる個人の類型	予防接種の被接種者又は被接種者の保護者 (定期の予防接種による健康被害に対する救済措置として、予防接種法に定める給付を受けている者)
	利用・提供する記録の名称	受診証明書に記載の氏名、住所、性別、生年月日
利用・提供先	福祉課	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由 (その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>福祉課が行う臨時福祉給付金の支給対象者のうち、予防接種による健康被害について給付を受けている方については臨時福祉給付金の給付額が加算されるが、加算対象者を把握するためには受給者に関する情報が不可欠である。</p> <p>臨時福祉給付金の申請者が、受給情報を提供する、又は目的外利用を承諾する方法も考えられるが、当課が加算対象者の情報を速やかに提供することが、臨時福祉給付金の支給事務を正確かつ円滑に処理することにつながると考えられるため、予防接種による健康被害に対する給付の受給者に関する情報を目的外利用させたい。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない (理由)</p> <p>臨時福祉給付金の加算対象者を正確かつ迅速に把握するための目的外利用であり、それを拒むと、全体の事務処理に支障が生じることから、本人通知を省略したい。</p> <p>なお、(広報紙)やホームページで目的外利用について周知し、支給対象者又は加算対象者については申請書等の送付により個別に通知されたと考える。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 **48**

個人 情報 保 有 課 等	課 等 名	子ども青少年課
	個人情報取扱事務の名称	児童手当事務
	対象となる個人の類型	①児童手当受給者 ②支給要件対象児童の個人情報
	利用・提供する記録の名称	①、② 児童手当受給者台帳
利用・提供先	子ども青少年課	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>児童手当受給者及び支給要件対象児童の個人情報を、子育て世帯臨時特例給付金の給付事務に利用しようとするものである。</p> <p>子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として、これと併給調整をして支給する給付金である。</p> <p>支給対象者は、平成26年1月分の児童手当受給者であることから、児童手当の受給者情報は必要不可欠である。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由)</p> <p>子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者を把握するために必要不可欠な情報であり、収集を拒まれると、全体の事務処理に支障が生じることから、本人通知を省略したい。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。